

■第3次ちとせ男女共同参画推進プラン 令和7年度事業実績・令和8年度事業実施計画調査表

: 記載箇所

【資料1】

【評価基準】 A:計画以上に実施できたもの又は前年度に比べ数値的に伸びが見られるなど、施策の前進が認められるもの B:計画をほぼ実施し、事業を維持・継続して行ったもの又は実施状況に変化がないもの C:計画を実施できなかったもの又は事業内容の縮小・廃止などで施策に後退が認められるもの

No.	基本方針	推進課題	施策の方向	具体的施策	取組内容	担当部局	担当課	令和7年度事業実施計画(昨年度記載箇所)	令和7年度事業実績	担当課評価	評価コメント	令和8年度事業実施計画	
1	男女が共に支えあう意識づくり	(1) 男女共同参画への理解の促進	① 男女共同参画推進のための広報・啓発の充実	「ちとせ男女共同参画月間」事業の推進	6月を「ちとせ男女共同参画月間」と定め、街頭啓発、パネル展及びセミナーを実施し、広く市民に男女共同参画に関する意識啓発を行います。	市民環境部	市民生活課	6月「ちとせ男女共同参画月間セミナー」を開催。 パネル展の開催、広報ちとせ・市ホームページ・公式ライン・千歳駅前多目的メッセージ広告塔・市役所第2庁舎1階デジタルサイネージ等により、ちとせ男女共同参画推進月間の周知を行い、市民に男女共同参画に関する意識啓発を行う。	・6/20 ちとせ男女共同参画月間セミナー実施(市総合福祉センター) テーマ「マインドフルネス」 男女共同参画推進ねっと登録団体、ちとせ男女共同参画推進スタッフと協力 ・6/9～6/13 パネル展実施(市役所市民ロビー) パネルテーマ「防災」 展示の他計画事業関連各種パンフレット等を設置 ・市公式ラインでの開催周知 ・公共施設等へのセミナーポスター掲示依頼、商工会議所経由で市内企業あて周知依頼 ・広報ちとせ、ホームページ、市公式ライン、千歳駅前多目的メッセージ広告塔、市役所第2庁舎1階デジタルサイネージ、生活情報誌などで男女共同参画月間事業を掲載依頼、周知し、市民に男女共同参画に関する意識啓発を行った。	B	計画どおり実施し、市民に男女共同参画に関する意識啓発を行うことができた。	6月「ちとせ男女共同参画月間セミナー」を開催。 パネル展の開催、広報ちとせ・市ホームページ・公式ライン・千歳駅前多目的メッセージ広告塔・市役所庁内放送(職員、来庁者への啓発)、生活情報誌等により、ちとせ男女共同参画推進月間の周知を行い、市民に男女共同参画に関する意識啓発を行う。	
2					男女共同参画に関する意識啓発	セミナーの実施、情報紙「男女共同参画通信」の発行、市のホームページや情報コーナー等の活用により、男女共同参画に関する意識啓発を行います。	市民環境部	市民生活課	・男女共同参画通信発行 ・市ホームページや情報コーナーにより情報発信	・男女共同参画通信発行(年3回) ・市ホームページや情報コーナーにより情報発信(随時)	B	計画どおり実施し、男女共同参画に関する意識啓発を行うことができた。	・男女共同参画通信発行 ・市ホームページや情報コーナーにより情報発信
3			② 市の制度・施策における男女共同参画の推進	市職員への意識啓発	市職員の男女共同参画意識を高めるため、新規採用職員研修等において男女共同参画への意識啓発を図ります。		市民環境部	市民生活課	新規採用職員研修において、各業務への男女共同参画の視点の反映について意識付けを行う。	新規採用職員研修において、男女共同参画の重要性や各業務への男女共同参画の視点の反映について意識付けを行った。	B	計画どおり実施し、男女共同参画への意識啓発を図ることができた。	新規採用職員研修において、各業務への男女共同参画の視点の反映について意識付けを行う。
							総務部	職員課	令和7年度新規採用職員研修(基礎編)年1回	令和7年4月に開催した新規採用職員研修(基礎編)において、市民生活課男女共同参画推進係長を講師として実施した。	B	研修により男女平等、男女共同参画意識が認識され、男女があらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指して一定の効果を上げている。	令和8年度新規採用職員研修(基礎編)年1回
4				市の制度・施策における男女共同参画	市の制度や施策に男女共同参画の視点を生かし、各事業に取り組みます。	全部局	全課	—	—		—	—	
5	(2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進	① 男女平等や職業意識を育てる学校教育の推進	男女共同参画社会づくり標語コンクールの実施	児童期から男女共同参画についての理解と関心を深めるため、小学校6年生を対象に学習資料を配布し、標語コンクールを実施します。	市民環境部	市民生活課	・小学6年生を対象に学習資料を配布し、標語コンクールを実施(男女平等推進会議で入賞作品を選考し、表彰及び展示を行う)。 ・男女共同参画月間等において入賞作品を活用する。 ・市ホームページや市民カレンダーに入賞作品を掲載する。	・小学6年生を対象に学習資料を配布(889部)し、標語コンクールを実施 表彰式(12/1 市総合福祉センター) 作品展示(12/3～12/11 市民ロビー) ・男女共同参画月間パネル展、千歳市消費者まつり、セミナー等において入賞作品のポスターを掲示。 ・市ホームページに入賞作品を掲載 ・市民カレンダーに入賞作品を毎月掲載	B	計画通り実施し、学習資料の配布及び標語コンクールの実施等により、児童期から男女共同参画についての理解と関心を深めるとともに、市民に男女共同参画に関する意識啓発を行うことができた。	・小学6年生を対象に学習資料を配布し、標語コンクールを実施(男女平等推進会議で入賞作品を選考し、表彰及び展示を行う)。 ・男女共同参画月間等において入賞作品を活用する。 ・市ホームページや市民カレンダーに入賞作品を掲載する。		
6			小中学校におけるキャリア教育の推進	児童生徒が社会人・職業人として自立していけるように、職場体験や就業体験を通じて学ぶことや働くことの意義を理解させるとともに、家庭・地域・企業等の協力を得て、社会的に自立できる能力の向上を図ります。	教育部	学校教育課	生徒が社会人・職業人として自立していくことを目標に、職場体験や就業体験を通じて、学ぶことや働くことの意義やワーク・ライフ・バランスの重要性等を理解できるよう、地域・企業等の協力を得ながらキャリア教育の充実を図る。	地域・企業等の協力を得ながら、市内中学生の職場体験や就業体験を実施した。 【実績】 職場体験実施人数 678人 受入れ事業所数 108事業所(官公庁、企業等)	B	実施計画に基いた取組を推進することができ、事業の目的を達成できた。	生徒が社会人・職業人として自立していくことを目標に、職場体験や就業体験を通じて、学ぶことや働くことの意義やワーク・ライフ・バランスの重要性等を理解できるよう、地域・企業等の協力を得ながらキャリア教育の充実を図る。		
7			小中学校における人権教室の充実と推進	児童生徒の人権教育のため、地域の人材等を生かし、発達段階に応じて人権に関する正しい理解や自他を尊重し思いやる指導の充実を図ります。	教育部	学校教育課	人権に関する正しい理解や、他者との違いを受け入れながら自他を尊重する心を育むことを目的に、地域の人材等を活用して、児童生徒の発達段階に応じた人権教育の充実を図る。	市内小中学校において、人権擁護委員による「人権教室」を開催した。 【R7実績】 全45回 対象児童生徒4,148名 【R6実績】 全46回 対象児童生徒4,866名	B	実施計画に基いた取組を推進することができ、事業の目的を達成できた。	人権に関する正しい理解や、他者との違いを受け入れながら自他を尊重する心を育むことを目的に、地域の人材等を活用して、児童生徒の発達段階に応じた人権教育の充実を図る。		

■第3次ちとせ男女共同参画推進プラン 令和7年度事業実績・令和8年度事業実施計画調査表

: 記載箇所

【資料1】

【評価基準】 A:計画以上に実施できたもの又は前年度に比べ数値的に伸びが見られるなど、施策の前進が認められるもの B:計画をほぼ実施し、事業を維持・継続して行ったもの又は実施状況に変化がないもの C:計画を実施できなかったもの又は事業内容の縮小・廃止などで施策に後退が認められるもの

No.	基本方針	推進課題	施策の方向	具体的施策	取組内容	担当部局	担当課	令和7年度事業実施計画(昨年度記載箇所)	令和7年度事業実績	担当課評価	評価コメント	令和8年度事業実施計画
8		(3)男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	① 相談窓口の周知及び暴力の根絶に向けた正しい理解の促進 ★重点施策	広報誌・インターネットによる相談窓口の周知	市の広報紙及びホームページに女性相談窓口や国・北海道の支援情報等を掲載し、被害者の早期相談を促進します。	市民環境部	市民生活課	・市の広報紙及び市ホームページ、公式ライン等に市民相談窓口、女性相談窓口や国・北海道の支援情報、新たに開設された相談ダイヤルなどの情報を掲載する。 ・市公式ラインに市民相談窓口、女性相談窓口、各種相談員連絡協議会の相談員情報を掲載。 ・大学で行う出前講座などにおいて、市の相談窓口を周知する。	・市の広報紙及び市ホームページ等に、市民相談窓口、女性相談窓口やDV被害男性相談、孤独孤独相談ダイヤル、国・北海道の支援情報、等を掲載。 ・市公式ラインの「くらしの情報」に市民相談窓口、女性相談窓口、各種相談員連絡協議会の相談員情報を掲載。 ・市公式ラインにより、「若年層の性暴力被害予防月間」「女性に対する暴力をなくす運動」の周知を行った。 ・日本航空大学校、北海道千歳リハビリテーション大学、北海道千歳高等学校、北海道千歳北陽高等学校でのデートDV防止出前講座において市の相談窓口の周知を行った。 R6受講者:4/4 リハ大 95人、2/10 航空大447人 R7受講者:4/7リハ大110人、10/10北海道千歳高校45人、11/10日本航空大新千歳空港キャンパス620人、北海道千歳北陽高校50人	A	計画どおり実施。市広報誌、ホームページ、公式ラインを活用し、支援情報、相談ダイヤル、国の相談ダイヤルや啓発月間などを掲載した。 例年行っている日本航空大学校、北海道千歳リハビリテーション大学のほか、北海道千歳高等学校、北海道千歳北陽高等学校でのデートDV防止出前講座で、若年層に向けて、市相談窓口の周知を行い、被害者の早期相談に向けた取組を行うことができた。 (開催校および受講者の拡充)	・市の広報紙及び市ホームページ、公式ライン等に市民相談窓口、女性相談窓口や国・北海道の支援情報、新たに開設された相談ダイヤルなどの情報を掲載する。 ・市公式ラインに市民相談窓口、女性相談窓口、各種相談員連絡協議会の相談員情報を掲載。 ・大学で行う出前講座などにおいて、市の相談窓口を周知する。
9	1男女が共に支えあう意識づくり	(3)男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶		DV防止のための意識啓発	公共施設や医療機関等に携帯用女性相談しおりを設置するほか、パネル展における啓発によりDV防止のための意識啓発を図ります。 人権擁護委員と連携し、市内専門学校等においてデートDV防止に関する講義を開催し、若年層におけるDVの防止を図ります。	市民環境部	市民生活課	・携帯用女性相談しおりを公共施設や医療機関等に設置依頼(R7.11.4付け配布)。 ・人権擁護委員と連携し、日本航空大学校、北海道千歳リハビリテーション大学、北海道千歳高等学校、千歳北陽高等学校においてDV防止に関する講義(デートDV防止出前講座)を開催した。市相談窓口の紹介および女性相談しおりを配付。 R6受講者:4/4 リハ大 95人、2/10 航空大447人 R7受講者:4/7リハ大110人、10/10北海道千歳高校45人、11/10日本航空大新千歳空港キャンパス620人、北海道千歳北陽高校50人 ・男女共同参画推進月間パネル展において国・北海道などの啓発リーフレット等を配置した。 ・市公式ライン、駅前広告塔などにより、4月「若年層の性暴力被害予防月間」、11月「女性に対する暴力をなくす運動」を周知啓発を行うことができた。	・携帯用女性相談しおりを公共施設や医療機関等に設置依頼(R7.11.4付け配布)。 ・人権擁護委員と連携し、日本航空大学校、北海道千歳リハビリテーション大学、北海道千歳高等学校、千歳北陽高等学校においてDV防止に関する講義(デートDV防止出前講座)を開催した。市相談窓口の紹介および女性相談しおりを配付。 R6受講者:4/4 リハ大 95人、2/10 航空大447人 R7受講者:4/7リハ大110人、10/10北海道千歳高校45人、11/10日本航空大新千歳空港キャンパス620人、北海道千歳北陽高校50人 ・男女共同参画推進月間パネル展において国・北海道などの啓発リーフレット等を配置した。 ・市公式ライン、駅前広告塔などにより、4月「若年層の性暴力被害予防月間」、11月「女性に対する暴力をなくす運動」を周知啓発を行うことができた。 (開催校および受講者の拡充)	A	デートDV防止出前講座を、日本航空大学校、北海道千歳リハビリテーション大学、北海道千歳高等学校、北海道千歳北陽高等学校で開催した。 携帯用女性相談しおりを郵送、パネル展での配置、出前講座での配付を行うなどし、公共施設、医療機関、大学生・高校生等へ配布し、広く周知・啓発を行うことができた。 (開催校および受講者の拡充)	・携帯用女性相談しおりを公共施設や医療機関等に設置。現在設置依頼をしている市民病院、総合病院、産婦人科医院に加え、新たに小児科医院にも設置を依頼する。 ・人権擁護委員と連携し、日本航空大学校、北海道千歳リハビリテーション大学においてDV防止に関する講義を開催 ・千歳高等学校、北陽高等学校へDV防止に関する講義の案内を引き続き送付する ・パネル展、市ホームページ、市公式ラインなどによる啓発。
10			② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 ★重点施策	DV相談対応の充実	女性相談員の研修等への参加によるスキルアップを図るとともに、各種相談員、関係機関等との情報共有や連携により早期発見に努めるなど、DV相談体制の充実を図ります。	市民環境部	市民生活課	・女性相談員による相談対応 ・千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会を通じ、母子保健や児童相談部局等と情報共有を行い、連携による早期発見に努めながら、相談に対応する。	・女性相談員による相談対応を実施した。 ・千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会を通じ、母子保健や児童相談部局等と情報共有を行い、連携による早期発見に努めながら、相談に対応した。 ・延べ相談件数 (R6)61件(R7)58件	B	DVに係る延べ相談件数は前年度比ほぼ横ばいである。関係する市の他部署や機関との連携により、すみやかにDV被害者の相談に対処するなど、計画どおり実施できた。	・女性相談員による相談対応 ・千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会を通じ、母子保健や児童相談部局等と情報共有を行い、連携による早期発見に努めながら、相談に対応する。
11				緊急保護対策の充実	DV被害者の相談内容に応じ、住民基本台帳閲覧制限による被害者の安全確保や、警察、学校、一時保護施設等の関係機関と連携し、被害者の早急な保護と自立支援に努め、二次被害の防止を図ります。	市民環境部	市民生活課	・DV被害者の相談内容に応じ、警察や一時保護施設等関係機関と連携し、被害者の早急な保護を含む安全確保や自立支援に努め、加害者からの二次被害の防止を図る。 ・DV被害者対応に係る職員対応マニュアルにより連携を強化する。 ・必要な研修を受講する。	・DV被害者の相談内容に応じ、警察や一時保護施設等関係機関と連携し、被害者の早急な保護を含む安全確保など、加害者からの二次被害の防止を図った。 ・DV被害者対応に係る職員対応マニュアルにより連携を強化した。 ・女性相談関係職員研修会(女性支援関係機関等支援員等研修)(R7.12.4-5)、石狩地域における配偶者暴力被害者保護のための関係機関連絡会議の受講(R7.11.19)、配偶者等からの暴力防止及び困難な問題を抱える女性への支援に関する全道セミナー(R8.1.28)へ参加及び受講	B	計画どおり実施することができた。	・DV被害者の相談内容に応じ、警察や一時保護施設等関係機関と連携し、被害者の早急な保護を含む安全確保や自立支援に努め、加害者からの二次被害の防止を図る。 ・DV被害者対応に係る職員対応マニュアルにより連携を強化する。 ・必要な研修を受講する。

■第3次ちとせ男女共同参画推進プラン 令和7年度事業実績・令和8年度事業実施計画調査表

: 記載箇所

【資料1】

【評価基準】 A:計画以上に実施できたもの又は前年度に比べ数値的に伸びが見られるなど、施策の前進が認められるもの B:計画をほぼ実施し、事業を維持・継続して行ったもの又は実施状況に変化がないもの C:計画を実施できなかったもの又は事業内容の縮小・廃止などで施策に後退が認められるもの

No.	基本方針	推進課題	施策の方向	具体的施策	取組内容	担当部局	担当課	令和7年度事業実施計画(昨年度記載箇所)	令和7年度事業実績	担当課評価	評価コメント	令和8年度事業実施計画
12			③ 子どもや高齢者等に対する暴力の根絶に向けた対策の推進	高齢者虐待等相談体制と権利擁護の充実	高齢者虐待等の相談窓口の周知や高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議等により、関係機関との情報共有や連携の強化を図り、高齢者虐待の早期発見・早期対応につなげます。	保健福祉部	高齢者支援課	ネットワーク会議を開催し、引き続き連携体制の強化を図る。また、虐待が発生した場合には、地域ケア会議、コアメンバー会議等により情報の共有や連携の強化を図る。	千歳市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議を書面により開催し、連携体制の強化を図った。また、虐待が発生した時には地域ケア会議・コアメンバー会議等を開催し、関係者の情報共有を図った。	B	計画通りに実施した。 加えて、関係者が情報を共有することで、早期発見・早期対応につながった。	ネットワーク会議を開催し、引き続き連携体制の強化を図る。また、虐待が発生した場合には、地域ケア会議、コアメンバー会議等により情報の共有や連携の強化を図る。
13				児童虐待等の相談対応の充実	家庭児童相談員や臨床心理士を配置し、児童虐待、児童の養育問題などについての相談や、保護者、児童と面接するカウンセリング等を行います。 要保護児童地域ネットワーク協議会等により、児童相談所をはじめ関係機関・団体と連携しながら要保護児童に幅広く対応していきます。	こども福祉部	こども家庭課	・家庭児童相談員による児童に関する各種相談対応 ・臨床心理士による「子育てカウンセリング」を実施 ・要保護児童地域ネットワーク協議会を通じ、関係機関と連携して児童虐待等に対応 ・怒鳴らない、叩かない子育て方法を伝える子育てスキルアップ講座を実施(市民協働プロモーション事業) ○連続編(3回講座) 年3回 ○入門編 年11回 ○指導者・支援者編 年1回 ・市内の高校3校と協力し、オレンジリボンを作成・配布	・家庭児童相談員による児童に関する各種相談対応 ○539件 ・臨床心理士による「子育てカウンセリング」を実施 ○114件 ・要保護児童地域ネットワーク協議会を通じ、関係機関と連携して児童虐待等に対応 ・怒鳴らない、叩かない子育ての方法を伝える子育てスキルアップ講座を実施(市民協働プロモーション事業) ○連続編(3回講座) 年3回実施 延べ7名参加 ○入門編 年6回実施 延べ38名参加 ○その他 年5回実施 延べ28名参加 ・地域包括連携協定店でボランティアと協力し、オレンジリボンを配布	B	児童虐待をはじめとする家庭や児童が抱える様々な問題に対し、関係機関等と連携しながら対応している。 各種講座等の開催や地域包括連携協定店での啓発活動を通して、一般市民男女問わず子育てスキルの向上を図るとともに、児童虐待について啓発に努めた。 また、児童虐待早期発見・予防のためのワンポイント講座を普及させることで、虐待の防止が期待される。	・家庭児童相談員による児童に関する各種相談対応 ・臨床心理士による「子育てカウンセリング」を実施 ・要保護児童地域ネットワーク協議会を通じ、関係機関と連携して児童虐待等に対応 ・市内の高校3校と協力し、オレンジリボンを作成・配布 ・親子関係形成支援事業の実施
14			④ 職場等におけるハラスメント防止の推進	ハラスメント防止の啓発	ハラスメントの発生を未然に防ぐため、男女共同参画パネル展や情報コーナー等へのパンフレット等の設置を行うほか、ハラスメントの労働相談窓口に関する情報を市ホームページに掲載し、周知・啓発に努めます。	産業振興部	商業労働課	・セクハラやパワハラ等のハラスメントに関するパンフレット等を商業労働課情報コーナー等に設置する。 ・ハラスメントの労働相談窓口に関する情報を市ホームページに掲載する。	・セクハラやパワハラ等のハラスメントに関するパンフレット等を商業労働課情報コーナー等に設置した。 ・ハラスメントの労働相談窓口に関する情報を市ホームページに掲載した。	B	ホームページへの掲載、リーフレットの設置やポスターの掲示により相談窓口等の周知を行い、計画を実施することができた。	・セクハラやパワハラ等のハラスメントに関するパンフレット等を商業労働課情報コーナー等に設置する。 ・ハラスメントの労働相談窓口に関する情報を市ホームページに掲載する。
15	2 男女が共に支えあう家庭づくり	(1) 家事・育児等への共同参画の推進	① 男性の家庭生活への参画の促進 ★重点施策	父子健康手帳発行事業の実施	男性の家事・育児参加への意識啓発として、これから父親となる男性を対象に「父子健康手帳」を発行し、男性の子育てへの参画を促進します。	市民環境部	市民生活課	・母子健康手帳配布時に併せて父子健康手帳を配布する。 ・転入者へも配布する。 ・転入者へも配布する。	・母子保健課と連携し、父子健康手帳を配布。 ・転入者へも配布した。 ・配布数実績 (R6)629冊、(R7)664冊	B	計画どおり実施し、男性の家事・育児参加への意識啓発を行うことができた。	・母子健康手帳配布時に併せて父子健康手帳を配布する。 ・転入者へも配布する。
16				妊娠・出産・子育てのための各教室等の実施	乳幼児の心身の健やかな育成となるよう、妊娠・出産・子育てについての各教室(体験ババークラブ、パパの育児基礎講座など)や健康教育及び「ちとせ版ネウボラ」事業の実施により、乳幼児の保護者が男女ともに育児に取り組むよう啓発します。	保健福祉部	母子保健課	①妊婦ネウボラ ・母子手帳交付時の面談:年間650件 ・保健センター・巡回ネウボラ:年間60件 ②妊娠8か月アンケート送付:年間600件 ③こどもネウボラ ・年間:600件 保健センター年間18回、巡回年間30回	①妊婦ネウボラ ・母子手帳交付時の面談:年間674件 ・保健センター・巡回ネウボラ:年間63件 ②妊娠8か月アンケート送付:年間576件 ⇒事後支援:160件(42.7%) ③こどもネウボラ ・年間:532件 保健センター年間24回、巡回年間39回	A	母子手帳交付時の面談では、育児不安の相談や身体面(肥満、妊娠糖尿病等)の保健指導を実施し、育児手技の獲得については、希望者に個別のネウボラで沐浴指導を実施した。 令和7年度から妊婦のための支援給付事業では伴走型相談支援として、妊娠8か月の妊婦へアンケートを送付し、相談希望者には個別相談を実施した。 ・出産後もネウボラで継続した支援をし、妊娠期から切れ目ない支援ができた。	①妊婦ネウボラ ・母子手帳交付時の面談:年間700件 ・保健センター・巡回ネウボラ:年間50件 ②妊娠8か月アンケート送付:年間600件 ③こどもネウボラ ・年間:550件 保健センター年間24回、巡回年間26回
17				男性の子育て講座の実施	男性保護者を対象とした「男性の子育て講座」を実施し、講義などを通じて、父親としての自覚と家庭教育へのさらなる参画を図ります。	教育部	生涯学習課	親子ふれあい講座を2回実施	親子ふれあい講座を2回実施し、1回目は22組、2回目は13組の親子の参加があった(R6年度は1回目30組、2回目20組)。 アンケート回答者のうち100%が「今後の子育てに役立つ」と回答した一方で、「内容をよく理解できた」と回答した割合は88.2%にとどまっている。	B	「今後の子育てに役立つ」と回答した割合が高いことから、子供との関わりが少なくなりがちな保護者等の家庭教育に対する意識向上が着実に図られている。一方で、理解度はやや低い傾向にあることから、内容や開催方法について検討が必要である。	親子ふれあい講座を2回実施
18		(2) 心と体の健康づくり	① 生涯を通じた健康づくりの推進	国民健康保険加入者の各種検診に対する助成を実施	疾病の早期発見・早期治療を促進するため、少額の費用で検診を受けることができるよう、女性特有のがん検診に対する助成を実施します。	市民環境部	国保医療課	・国保加入者の各種検診に対する助成を実施 乳がん検診 700円×280人 子宮がん(頸部))検診 1,200円×260人 子宮がん(頸部+体部)検診 1,600円× 9人	・国保加入者の各種検診に対する助成を実施 (R7年度実績) 乳がん検診 700円×272人 子宮がん(頸部)検診 1,200円×269人 子宮がん(頸部+体部)検診 1,600円× 8人 (R6年度実績) 乳がん検診 700円×282人 子宮がん(頸部))検診 1,200円×266人 子宮がん(頸部+体部)検診 1,600円× 9人	A	いずれの項目でも令和6年度事業実施計画に基づいた目標値を達成している。 計画に基づいた取組を推進することにより、事業の目的を達成し、前年度を上回る人数に対し助成することができた。	・国保加入者の各種検診に対する助成を実施 乳がん検診 700円×280人 子宮がん(頸部)検診 1,200円×260人 子宮がん(頸部+体部)検診 1,600円× 9人

■第3次ちとせ男女共同参画推進プラン 令和7年度事業実績・令和8年度事業実施計画調査表

：記載箇所

【資料1】

【評価基準】 A:計画以上に実施できたもの又は前年度に比べ数値的に伸びが見られるなど、施策の前進が認められるもの B:計画をほぼ実施し、事業を維持・継続して行ったもの又は実施状況に変化がないもの C:計画を実施できなかったもの又は事業内容の縮小・廃止などで施策に後退が認められるもの

No.	基本方針	推進課題	施策の方向	具体的施策	取組内容	担当部局	担当課	令和7年度事業実施計画（昨年度記載箇所）	令和7年度事業実績	担当課評価	評価コメント	令和8年度事業実施計画
19		の推進		食生活の改善の推進	適切な食生活についての知識・技術の普及啓発を進め、生活習慣病予防及び健康増進を推進します。	保健福祉部	健康づくり課	適切な食生活についての知識、技術の普及啓発を進め、食生活の改善及び健康づくりを目的として、食生活改善推進員と連携し各種事業を実施する。 ①健康づくり教室 4回 ②健康教育 4回 ③食育教室 1回 ④生涯骨太料理教室 1回 ⑤災害時に役立つ料理教室 1回 ⑥野菜を食べよう料理教室 ⑦健康まつり 1回	適切な食生活についての知識、技術の普及啓発を進め、食生活の改善及び健康づくりを目的として、食生活改善推進員と連携し各種事業を実施する。 ①健康づくり教室 5回 73人 ②健康教育 3回 29人 ③食育教室 1回 9人 ④災害時に役立つ料理教室 1回 8人 ⑤乳和食料理教室 1回 7人 ⑥野菜を食べよう！料理教室 1回 16人 ⑦健康まつり 1回 109人	B	健康づくり教室・健康教育・食育教室等、食生活改善を目的とした教室を実施。講話や実習をとおして健康づくりや食生活改善の意識向上に繋がる機会となった。食生活改善普及啓発を図る機会として、レシピカードの作成・配布など、連携し事業を実施している。	適切な食生活についての知識、技術の普及啓発を進め、食生活の改善及び健康づくりを目的として、食生活改善推進員と連携し各種事業を実施する。 ①健康づくり教室 8回 ②健康教育 2回 ③食育教室 1回 ④乳和食料理教室 1回 ⑤野菜だらけの料理教室 2回 ⑥健康まつり 1回 ⑦食生活改善推進員養成講座 1クール ⑧食育講演会 1回
20				健康相談、健康教育の実施	各種健康づくり教室、健康教育、健康相談を実施することにより「こころ」と「からだ」の健康づくりを推進します。	保健福祉部	健康づくり課	健康づくり、生活主観病改善を目的とした各種事業を実施する ①各種健康づくり教室 6回 ②健康教育 13回 ③健康相談 12回（保健センター12回（半日）） 随時 ④ノルディックウォーキングボールのレンタル 20組 ⑤メンタルヘルスチェックサイト常設	健康づくり、生活習慣病改善を目的とした各種事業を実施する。 ①各種健康づくり教室 8回 136人 ②健康教育 14回 522人 ③健康相談 12回（定例）、随時 111人 ④ノルディックウォーキングボールのレンタル 9組 ⑤メンタルヘルスチェックアクセス数 延10,415人	B	健康づくり教室は、参加者数に課題があり、開催期間や回数、実施内容を検討し、変更していく。健康教育は、内容変更を実施。他事業と組み合わせた効果的な周知を図る。 メンタルヘルスチェックサイトは、一定のアクセス数を維持しており、自身のメンタルヘルスに関するセルフケアに活用してもらい、自己確認に寄与していると考える。	健康づくり、生活習慣病改善を目的とした各種事業を実施する。 ①各種健康づくり教室 12回 ②健康教育 11回 ③健康相談 12回（保健センター12回（半日）） 随時 ④ノルディックウォーキングボールのレンタル 10組 ⑤メンタルヘルスチェックサイト常設
21	2 男女が共に支えあう家庭づくり	（2）心と体の健康づくりの推進	① 生涯を通じた健康づくりの推進	各種健診事業の実施	疾病の早期発見、早期治療、生活習慣の改善を目的に各種健康診断を実施します。 無保険者健診、後期高齢者健診、39歳以下健診、各種がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）、肝炎ウイルス検診、エキノコックス症検診、脳ドック検診、骨粗しょう症検診、特定健康診査	保健福祉部	市民健康課	疾病の早期発見、早期治療、生活習慣の改善を目的に各種健康診断を実施する。 無保険者健診、後期高齢者健診、39歳以下健診、各種がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）、肝炎ウイルス検診、エキノコックス症検診、脳ドック検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診、特定健康診査	【R7年度各種健康診査の実施】※（）内はR6年度 ①いきいき健診 25名（18名） ②後期高齢者健診 1,326名（1,044名） ③39歳以下健診 380名（365名） ④胃がん検診 1,863名（1,829名） ⑤大腸がん検診 3,271名（3,355名） ⑥肺がん検診 3,296名（3,381名） ⑦子宮頸がん検診 2,038名（2,015名） ⑧乳がん検診 1,894名（1,831名） ⑨前立腺がん検診 1,078名（1,167名） ⑩肝炎ウイルス検診 714名（846名） ⑪エキノコックス症検診 1,353名（1,501名） ⑫脳ドック検診 544名（525名） ⑬骨粗しょう症検診 313名（316名） ⑭歯周疾患検診 472名（535名） ⑮特定健康診査 3,389名（R8.5.11現在）（3,434名）	A	健（検）診を受診する機会を提供することで、疾病の早期発見、早期治療を行うことにより、本人、家族の社会的な損失を最小限に抑えることができる。 個々の健診結果に基づき、生活習慣を改善することにより、生活習慣病の発症を予防することが可能となる。	疾病の早期発見、早期治療、生活習慣の改善を目的に各種健康診断を実施する。 無保険者健診、後期高齢者健診、39歳以下健診、各種がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）、肝炎ウイルス検診、エキノコックス症検診、脳ドック検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診、後期高齢者歯科健康診査、特定健康診査
22				小中学校における食育の推進	児童生徒が食の重要性を理解し、健やかな体を育成するため、栄養教諭を中心として、家庭とも連携しながら食に関する指導を進めます。 家庭における食に関する関心及び理解を深め、望ましい食習慣が形成されるよう、「早寝早起き朝ごはん」運動の啓発を促進します。	教育部	学校教育課	児童生徒が望ましい栄養の取り方や、適切な食品選択等の知識を身につけることを目標に、各学校において、栄養教諭との連携等により、給食の時間等における食育の推進を図る。	栄養教諭や学校担任が中心となり、各教科、特別活動、道徳、給食など、学校生活全体における様々な場面で、児童生徒に対し食に関する指導を行った。	B	実施計画に基いた取組を推進することができ、事業の目的を達成できた。	児童生徒が望ましい栄養の取り方や、適切な食品選択等の知識を身につけることを目標に、各学校において、栄養教諭との連携等により、給食の時間等における食育の推進を図る。
23			② 母子保健と母性保護の推進	保護者に対する幼児期の性教育の啓発	幼児期から男性、女性の違いを認識し、認めあうことが大切なことから、3歳児健診にて保護者に性教育の啓発を実施します。	保健福祉部	母子保健課	3歳児の保護者向け性教育パンフレットの配布（750部）と保護者への性教育の啓発	3歳児の保護者向けの性教育パンフレットを配布（681部）し、保護者へ性教育を実施	B	保護者が幼児の健全な心身の発達を理解し、幼児の発達段階に応じた対応や育児の参考にすることができた。	3歳児の保護者向け性教育パンフレットの配布（700部）と保護者への性教育の啓発
24				母子保健事業における保健指導の充実	妊婦が妊娠期を健康に過ごすことで、安全に出産し、また乳幼児の健やかな心身の育成ができるよう、家庭訪問、乳幼児健診における各種保健指導及び「ちとせ版ネウボラ」事業の実施により、乳幼児の保護者が男女ともに出産及び育児に取り組むよう啓発します。	保健福祉部	母子保健課	①赤ちゃん（新生児）訪問・年間650件 ②乳幼児訪問指導・年間200件 ③乳幼児電話、来庁指導1,500件 ④育児相談・年間600件 ⑤1か月児健診・年間650件、4か月児健診・年間650件、10か月児健診・年間650件、1歳6か月児健診・年間700件、3歳児健診・年間750件 ⑥各種健康教育 50件	①赤ちゃん（新生児）訪問・年間563件 ②乳幼児訪問指導・年間103件 ③乳幼児電話、来庁指導1,203件 ④育児相談（ネウボラ）・年間532件 ⑤1か月児健診・年間535件、4か月児健診・年間557件、10か月児健診・年間556件、1歳6か月児健診・年間596件、3歳児健診・年間681件 ⑥各種健康教育 38件	B	・出生数の微減により、赤ちゃん訪問件数は減少し、それに伴い訪問指導や育児相談件数も減少した。 育児相談は完全予約制で実施しており、丁寧な相談支援を実施できた。 ・健診受診者数は年々減少傾向にあるが、受診率はおおむね維持できている。 ・訪問、相談、健診において母子に寄り添った支援を行い、切れ目ない妊娠、出産、子育ての充実を図ることで、健全な成長発達の促進や虐待予防などに繋がった。また、必要時は関係機関と連携し、緊急時の対応や具体的な支援を行った。 ・健康教育については専門職による性教育や育児サポート、栄養、歯科について知識の普及を行うことができた。	①赤ちゃん（新生児）訪問・年間600件 ②乳幼児訪問指導・年間150件 ③乳幼児電話、来庁指導1,300件 ④育児相談・年間600件 ⑤1か月児健診・年間600件、4か月児健診・年間600件、10か月児健診・年間600件、1歳6か月児健診・年間650件、3歳児健診・年間700件 ⑥各種健康教育 40件
25				小中学校における性教育・薬物乱用防止教育の充実	関係機関と連携し、発達段階に応じて、性や薬物など健康に関わる問題に対する正しい知識や規範意識を確実に身に付け、適切な行動がとれるよう、性教育・薬物乱用防止教育の充実を図ります。	教育部	学校教育課	男女の発達段階に応じて、性などの健康に関わる正しい知識や規範意識を児童生徒に身につけさせ、必要な時に適切な行動がとれるよう、関係機関と連携しながら、性教育・薬物乱用防止教育の充実を図る。	性教育については、学習指導要領に基づく授業を各校で実施しているほか、関する各種通知・資料を学校へ配布した。また、各学校において薬物乱用防止教室を実施した。	B	実施計画に基いた取組を推進することができ、事業の目的を達成できた。	男女の発達段階に応じて、性などの健康に関わる正しい知識や規範意識を児童生徒に身につけさせ、必要な時に適切な行動がとれるよう、関係機関と連携しながら、性教育・薬物乱用防止教育の充実を図る。

■第3次ちとせ男女共同参画推進プラン 令和7年度事業実績・令和8年度事業実施計画調査表

: 記載箇所

【資料1】

【評価基準】 A:計画以上に実施できたもの又は前年度に比べ数値的に伸びが見られるなど、施策の前進が認められるもの B:計画をほぼ実施し、事業を維持・継続して行ったもの又は実施状況に変化がないもの C:計画を実施できなかったもの又は事業内容の縮小・廃止などで施策に後退が認められるもの

No.	基本方針	推進課題	施策の方向	具体的施策	取組内容	担当部局	担当課	令和7年度事業実施計画(昨年度記載箇所)	令和7年度事業実績	担当課評価	評価コメント	令和8年度事業実施計画
26	男女が共に支えあう職場づくり	(1)女性の活躍推進に向けた環境の整備	① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ★重点施策	市の審議会等への女性の登用促進	市の審議会等における女性の登用率を把握し、担当課へ必要に応じて登用の働きかけを行い、政策や方針の決定過程への女性の参画を促進します。	市民環境部	市民生活課	・政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、審議会等女性登用率調査を実施する。 ・女性委員登用の働きかけを行う。	・女性登用率調査を実施。 審議会等女性登用率 R7.4.1現在 34.8% ・市審議会等へ女性委員推薦可能団体の情報を、必要に応じて、庁内関係部署へ提供し、女性委員登用に向けた働きかけを行った。	B	計画どおり実施した。市の審議会等における女性の登用率を把握し、次期推薦時の女性委員登用にに向けた取組を行った。	・政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、審議会等女性登用率調査を実施する。 ・女性委員登用の働きかけを行う。
						総務部	職員課	「附属機関等の設置及び運営等に関する指針(ガイドライン)」に基づく審議会委員の改選や審議会等の新設時の目標値達成に向けての指導及び女性委員登用率の検証	令和7年度末女性委員登用率:28.5% 前年度並みの登用率となっている。	B	女性委員の登用率の検証を行い数値を明確にし、登用率が未達成となっている審議会等については、委員選任にあたって登用率を向上させるように努力義務を課している。	「附属機関等の設置及び運営等に関する指針(ガイドライン)」に基づく審議会委員の改選や審議会等の新設時の目標値達成に向けての指導及び女性委員登用率の検証
27				市の女性職員の活躍推進	「千歳市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員がこれまで以上に力を発揮し、活躍できる組織づくりを目指す取組として、仕事と家庭の両立支援、女性職員のキャリア形成支援、管理職の指導・育成力の向上等に向けた、研修実施や職場環境の整備を進めます。	総務部	職員課	恵庭市と共同で「女性職員キャリアビジョン研修」を実施	令和7年9月に恵庭市と共同で開催した「女性職員キャリアビジョン研修」において、外部講師により実施した。	B	女性職員が自身のキャリア形成を中長期的に描くための視点を獲得し、主体的な行動意欲が高まった。	恵庭市との合同研修が令和7年度で終了し、今後は、単独で当該研修を実施予定
28	男女が共に支えあう職場づくり	(1)女性の活躍推進に向けた環境の整備	② 女性の就労支援の推進 ★重点施策	再チャレンジ支援セミナーの開催	職場や地域で活躍するためのノウハウやスキルアップを促すセミナーを開催し、実践に向けて始動するきっかけづくりを行います。	市民環境部	市民生活課	男女共同参画推進スタッフと協力し、一人ひとりの自己実現に向け、スキルアップを促すセミナーを実施。	11/13 セミナー実施(市総合福祉センター) 男女共同参画推進スタッフと協力 テーマ「美姿勢で心も体も軽やかに」 セミナー参加者 35名(会場都合により定員35名での開講)	B	計画どおり実施し、実践に向けて始動するきっかけづくりを行った。	男女共同参画推進スタッフと協力し、一人ひとりの自己実現に向け、スキルアップを促すセミナーを実施。
29				建設工事入札参加資格の発注者別評価点における女性技術者雇用の評価	毎年策定する「公共工事の執行方針」において「女性技術者雇用」の促進について盛り込むとともに、建設工事入札参加資格の発注者別評価点に女性技術者雇用の評価項目を用い、女性技術者を含めた中長期的な担い手の育成確保を図ります。	総務部	契約管財課	・発注者別評価制度において、女性技術者雇用の評価項目を用いて中長期的な女性技術者の担い手の育成確保を図る。 また、市ホームページ等により、発注者別評価制度の普及・啓発を積極的に行う。 ・毎年策定する「公共工事の執行方針」においても「女性技術者雇用」の促進について、盛り込む。	・令和7年度に実施した千歳市競争入札参加資格審査(中間登録)において、資格要件のうち工事6工種の級別格付けの主観的要素による評価点として「女性技術者雇用」の項目を用いて、中長期的な担い手の育成確保の普及に努めた。 ・令和7年度の「公共工事の執行方針」に「女性技術者雇用」の促進について盛り込み、普及に努めた。	B	計画どおり実施し、事業を維持・継続して行った。 ・発注者別評価制度において、女性技術者雇用の評価項目を用いて中長期的な女性技術者の担い手の育成確保を図る。 また、市ホームページ等により、発注者別評価制度の普及・啓発を積極的に行う。 ・毎年策定する「公共工事の執行方針」においても「女性技術者雇用」の促進について、盛り込む。	
30				女性の再就職に向けた支援	女性の再就職を支援するため、ハローワークの求人情報を市ホームページに掲載するほか、市が運営する雇用情報ポータルサイト「ちとせの仕事」にて、求人募集中の企業の魅力を紹介するとともに、女性を対象としたセミナー等に関する情報提供を行います。	産業振興部	商業労働課	・ハローワークと連携し、市内及び近郊の求人情報の提供を行う。 ・「地元就職・人材確保支援事業」において、合同企業説明会や相談会等を開催し、女性の再就職を支援する。 ・しごと情報発信サイト「ちとせの仕事」で、求人募集中の企業の魅力を紹介するとともに、女性を対象とした就職関連イベント等に関する情報提供を行う。	・ハローワークと連携し、市内及び近郊の求人情報の提供を行った。 ・「地元就職・人材確保支援事業」において、市内企業を集めた合同企業説明会を3回開催した。それぞれ2部構成とし、昼間開催の第1部は、主婦(夫)及びシニア層、夕方開催の第2部は正社員での勤務を希望するすべての求職者を対象とした。開催の周知は、市ホームページや広報、情報誌への折込、ハローワーク千歳や商業施設を含む市内各所へポスターの掲示とチラシの設置等を実施した。 ・仕事情報発信サイト「ちとせの仕事」で、市内企業の企業情報や採用情報、合同企業説明会などの就職関連イベントの周知を行った。	B	・合同企業説明会開催案内のチラシを、「ちゃんと」に折り込み、ハローワーク千歳にて求職者に直接配布し、参加を促したほか、ポスター掲示及びチラシの配布、市ホームページへの掲載や市SNSでの配信を行った。R7年度は合同企業説明会に参加した女性は213名(1回目66名、2回目59名、3回目88名)であり、女性の求職者に対し一定の効果があったものと考えている。 ・「ちとせの仕事」では、多くの求職者に興味をもってもらえるよう、最新の情報発信に努めている。	・ハローワークと連携し、市内及び近郊の求人情報の提供を行う。 ・「地元就職・人材確保支援事業」において、合同企業説明会や相談会等を開催し、女性の再就職を支援する。 ・しごと情報発信サイト「ちとせの仕事」で、求人募集中の企業の魅力を紹介するとともに、女性を対象とした就職関連イベント等に関する情報提供を行う。
31				認定農業者などの維持・育成	農業経営における女性の後継者を確保するため、認定農業者などに対し家族経営協定の締結、各種研修会及び婚活の場の提供を促進します。	産業振興部	農業振興課	・認定農業者を審査する「千歳市農業経営改善支援センター会議」を必要に応じて開催し、各関係機関から専門的な視点での助言を受け、計画的に農業に従事できるような認定農業者の育成に取り組む。 ・条例による女性支援の周知と、利用拡大を図る。 ・(公財)北海道農業公社や(公財)道央農業振興公社が実施する各種事業を支援する(令和7年度予算措置総額8,608千円)。	・令和7年度に開催した千歳市農業経営改善支援センター会議では、計47件の計画(再認定:30件、新規認定:4件、広域認定:13件)について、道央農協や道央農業振興公社などの関係機関と協力しながら、栽培状況、従事時間等について助言し、認定農業者の審査を行った。 ・千歳市農業振興条例の助成項目の一つである「女性農業者に対する助成」については、1件の申請があり、女性農業者の栽培技術の向上につながった。(50千円) ・(公財)北海道農業公社や(公財)道央農業振興公社に対し、運営費の一部を負担し、認定農業者などの更なる技術力等の向上に向けた各種事業を支援した(総額8,608千円)。	B	「千歳市農業経営改善支援センター会議」や各種事業を通し、認定農業者などの資質向上や適切な農地の活用が図られたものと考ええる。 また、女性支援の充実により、更なる女性農業者の育成が図られていくものと思われる。	・認定農業者を審査する「千歳市農業経営改善支援センター会議」を必要に応じて開催し、各関係機関から専門的な視点での助言を受け、計画的に農業に従事できるような認定農業者の育成に取り組む。 ・条例による女性支援の周知と、利用拡大を図る。 ・(公財)北海道農業公社や(公財)道央農業振興公社が実施する各種事業を支援する(令和8年度予算措置総額8,608千円)。

■第3次ちとせ男女共同参画推進プラン 令和7年度事業実績・令和8年度事業実施計画調査表

:記載箇所

【資料1】

【評価基準】 A:計画以上に実施できたもの又は前年度に比べ数値的に伸びが見られるなど、施策の前進が認められるもの B:計画をほぼ実施し、事業を維持・継続して行ったもの又は実施状況に変化がないもの C:計画を実施できなかったもの又は事業内容の縮小・廃止などで施策に後退が認められるもの

No.	基本方針	推進課題	施策の方向	具体的施策	取組内容	担当部局	担当課	令和7年度事業実施計画(昨年度記載箇所)	令和7年度事業実績	担当課評価	評価コメント	令和8年度事業実施計画
32	3男女が共に支えあう職場づくり	けへた環境の女性の活躍推進に向けた取り組み	③ 男女均等な機会と処遇の確保	農業の多様な担い手の育成	女性農業者の経営参画を促進するため、北海道等による女性農業者に対するネットワーク活動、「千歳市人・農地プラン」を軸とした地域の活性化と経営の多角化に対する活動及び経営能力向上のための研修会等を促進します。	産業振興部	農業振興課	・石狩管内女性農業者ネットワークの活動を支援するほか、当ネットワーク主催で開催予定の講座に参加し、ニーズの把握や情報交換を行う。 ・女性農業者を含め、高齢農業者などの多様な農業者が従事しやすい環境整備に取り組む。 ・(公財)道央農業振興公社が実施する各種事業を支援する。 ・次回の農業委員改選に向け、女性候補者の拡大が図られるよう努める。	・(公財)道央農業振興公社に対し、運営費の一部を負担し、農業就労者の技術向上と経営安定のための専門知識、技術及び経営管理等に関する各種研修を支援した。 ・農政懇談会を開催し、市内農業者からの質問、要望等に応える機会を設けた。 ・R8農業委員の募集において、農業委員会を始めとする関係者の働きかけにより、女性候補者の拡大が図られ、女性2名の推薦・応募があった。	B	各種事業を通し、多様な担い手の育成につながったものとする。	・石狩管内女性農業者ネットワークの活動を支援するほか、当ネットワーク主催で開催予定の講座に参加し、ニーズの把握や情報交換を行う。 ・女性農業者を含め、高齢農業者などの多様な農業者が従事しやすい環境整備に取り組む。 ・(公財)道央農業振興公社が実施する各種事業を支援する。
33				農業経営における家族経営協定の普及啓発	家族経営に携わる女性の農業経営への一層の参画を図り、経営改善に有効な取組である家族経営協定を推進するため、関係機関と連携の上、各種会議等の機会にパンフレット等を利用し、農業者へ普及啓発を行います。	農業委員会	管理課	・各種会議等の機会に、パンフ等を利用し農業者に向け、家族協定の締結を促す。 ・年1回発行の農業委員会だより「大地」に啓蒙記事を掲載する。	・各種会議や個別訪問の機会に、パンフ等を利用して農業者に向け、家族協定の締結について周知した。 ・農業委員会だより「大地」に啓蒙記事を掲載した。	B	令和7年度の協定は1件。補助事業等で協定が必要な経営体以外の協定はないのが現状だが、啓蒙活動は例年同様実施している。	・各種会議等の機会に、パンフ等を利用し農業者に向け、家族協定の締結を促す。 ・年1回発行の農業委員会だより「大地」に啓蒙記事を掲載する。
34				職場環境と労働条件の整備の推進	男女均等な職場環境の整備と非正規労働者の待遇改善のため、各種法令と助成金の情報を市ホームページに掲載し、周知するほか、窓口や電話による労働相談に対応します。	産業振興部	商業労働課	・「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」等の各種法令や助成金、相談先に関するパンフレットを商業労働課情報コーナーに配置し、市ホームページにおいて周知する。 ・労働相談に関する専門窓口の情報提供を行う。	・「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」等の各種法令や助成金、相談先に関するパンフレットを商業労働課情報コーナーに配置し、市ホームページにおいて周知した。 ・労働相談に関する専門窓口の情報提供を行った。	B	・各種法令や助成金に関する情報を商業労働課情報コーナーに設置し、市ホームページへ掲載するとともに、窓口や電話での労働相談に対し、労働局等の相談窓口を案内している。	・「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」等の各種法令や助成金、相談先に関するパンフレットを商業労働課情報コーナーに配置し、市ホームページにおいて周知する。 ・労働相談に関する専門窓口の情報提供を行う。
35				① 長時間労働の削減などの働き方改革の推進 ★重点施策	建設工事入札参加資格の発注者別評価点における仕事と家庭の両立支援の評価	総務部	契約管財課	・発注者別評価制度において、仕事と家庭の両立支援の評価項目を用いて中長期的な両立支援に取り組む事業者の普及を図る。 また、市ホームページ等により、発注者別評価制度の普及・啓発を積極的に行う。 ・毎年策定する「公共工事の執行方針」においても、「仕事と家庭の両立支援」について盛り込む。	・令和7年度に実施した千歳市競争入札参加資格審査(中間登録)において、資格要件のうち工事6工種の級別格付けの主観的要素による評価として「仕事と家庭の両立支援」の評価項を用いて、中長期的な両立支援に取り組む事業者の普及に努めた。 ・令和7年度の「公共工事の執行方針」に「仕事と家庭の両立支援」について盛り込み、普及に努めた。	B	計画どおり実施し、事業を維持・継続して行った。	・発注者別評価制度において、仕事と家庭の両立支援の評価項目を用いて中長期的な両立支援に取り組む事業者の普及を図る。 また、市ホームページ等により、発注者別評価制度の普及・啓発を積極的に行う。 ・毎年策定する「公共工事の執行方針」においても、「仕事と家庭の両立支援」について盛り込む。
36	ワーク・ライフ・バランスの実現			市における働き方改革の実現	市における働き方改革を進めるため、平成29年1月4日に千歳市長が行った「イクボス宣言」に基づき、職員の仕事と生活の調和に配慮しながら、キャリア形成を支援する取組を進め、働きやすい職場環境の整備に努めます。	総務部	職員課	総務部主幹(働き方改革推進担当)において、イクボス実践研修(係長職向け)の実施予定。	令和8年1月に開催したイクボス研修において、外部講師により実施した。	B	育児と仕事の両立を支援するためのマネジメント力を高め、組織としてイクボス推進を強化し、働きやすい職場環境の整備に一定の効果을上げている。	総務部主幹(働き方改革推進担当)において、イクボス実践研修(係長職向け)の実施予定。
						総務部	主幹(働き方改革推進担当)	・RPA継続運用のため、標準準拠システムの更改に伴うソフトウェアのバージョンアップ対応や作成済みのRPAシナリオの更新、ペーパーレス会議システムの継続運用 ・ワーク・ライフ・バランスの推進 時差出勤の実施、ノー残業デー、WLB推進強化月間の設定	・RPAの推進(3業務を追加)、標準化準拠システムの更改に伴うバージョンアップの実施、ペーパーレス会議システムの継続運用による業務効率向上の取組を実施した。 ・ワークライフバランスの推進 時差出勤の実施、ノー残業デー、WLB推進強化月間の設定	B	個々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができるよう制度の活用を促すとともに、業務効率の向上につながる取組を実施することができた。	・RPAの継続運用及び新規業務シナリオの追加 ・ワークライフバランスの推進 時差出勤の実施、ノー残業デー、WLB推進強化月間の設定 ・文書管理システムの導入・運用による業務効率向上の取組
37				イクボス宣言の普及啓発	男性の育児参画を促進するため、平成29年1月4日に千歳市長が行った「イクボス宣言」について、広く市内企業や市民への普及を図ります。	こども福祉部	こども政策課	「みんなで子育て応援宣言」をこども政策課で作成する各種冊子、ポスター及びチラシ等について掲載し、広く市内企業や市民への普及を図る。	千歳市子育てガイドに「みんなで子育て応援宣言」を掲載し、広く市民等への普及を図った。	B	計画通りに実施した。	「みんなで子育て応援宣言」をこども政策課で作成する各種冊子、ポスター及びチラシ等について掲載し、広く市内企業や市民への普及を図る。
38				仕事と育児・介護の両立ができる職場環境整備の推進	事業所の両立支援に係る取組を支援するための国の助成金や事業のほか、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進等の取組・制度等を市ホームページに掲載し、周知に努めます。	産業振興部	商業労働課	・育児・介護休業及び両立支援に係る各種法令や助成金、事業のほか、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進の取組・制度等を市ホームページに掲載し、商業労働課情報コーナーにて周知を行った。 ・仕事と家庭の両立支援に関するパンフレット等を商業労働課情報コーナーに配置する。	・育児・介護休業及び両立支援に係る各種法令や助成金、事業のほか、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進の取組・制度等を市ホームページに掲載し、商業労働課情報コーナーにて周知を行った。 ・仕事と家庭の両立支援に関するパンフレット等を商業労働課情報コーナーに配置した。	B	・実施計画に基づき、市ホームページへ各支援制度の情報を掲載したほか、パンフレットを商業労働課情報コーナーへ設置している。	・育児・介護休業及び両立支援に係る各種法令や助成金、事業のほか、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進の取組・制度等を市ホームページに掲載する。 ・仕事と家庭の両立支援に関するパンフレット等を商業労働課情報コーナーに配置する。

■第3次ちとせ男女共同参画推進プラン 令和7年度事業実績・令和8年度事業実施計画調査表

：記載箇所

【資料1】

【評価基準】 A:計画以上に実施できたもの又は前年度に比べ数値的に伸びが見られるなど、施策の前進が認められるもの B:計画をほぼ実施し、事業を維持・継続して行ったもの又は実施状況に変化がないもの C:計画を実施できなかったもの又は事業内容の縮小・廃止などで施策に後退が認められるもの

No.	基本方針	推進課題	施策の方向	具体的施策	取組内容	担当部局	担当課	令和7年度事業実施計画(昨年度記載箇所)	令和7年度事業実績	担当課評価	評価コメント	令和8年度事業実施計画
39	男女が共に支えあう地域づくり	(1)安心して子どもを育てられる環境の整備	① 多様なニーズに対応した子育て支援の充実	子育て支援サービス情報の提供	子育て支援に関する総合情報誌「千歳市子育てガイド」を発行するほか、子育て支援ホームページ「ちとせ子育てネット」の適宜更新など、各種媒体を通じ子育て支援に関する制度・サービスなどの多様な情報を一元的に発信します。	こども福祉部	こども政策課	新たに子育てガイド第10版を発行し、各子育て関連施設や市外から転入してきた子育て世帯に配布する。また、市ホームページ内の「子育て特集ページ」や、子育て情報SNS「そらまちキッズnavi」により、情報の適正な発信を行う。	子育てガイド第10版を発行し、転入者、妊婦、市内保育園・認定こども園在籍の全家庭等へ配布した。また、子育てネット、子育て情報SNS「そらまちキッズnavi」により、適宜、適正な情報を発信した。	B	計画通りに実施した。	新たに子育てガイド第11版を発行し、各子育て関連施設や市外から転入してきた子育て世帯に配布する。また、市ホームページ内の「子育て特集ページ」や、子育て情報SNS「そらまちキッズnavi」により、情報の適正な発信を行う。
40				多様な保育サービスの充実	通常保育のほか、延長保育、一時預かり事業、休日保育、病児・病後児保育、障がい児保育、ファミリー・サポートセンター事業を実施し、多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。	こども福祉部	こども政策課	認定こども園・認可保育所等によって多種多様なサービスを提供する。 (延長保育、障害児保育、一時預かり、休日保育の実施) 病児・病後児保育の実施(1ヶ所) ファミリーサポートセンター事業の実施(1ヶ所) 緊急サポートネットワーク事業の実施(1ヶ所) 「医療的ケア児受入れガイドライン」に基づく医療的ケア児保育支援事業の実施(2ヶ所)	認定こども園・認可保育所等によって多種多様なサービスを提供した。 (延長保育、障害児保育、一時預かり、休日保育の実施) 病児・病後児保育の実施(1ヶ所) ファミリーサポートセンター事業の実施(1ヶ所) 緊急サポートネットワーク事業の実施(1ヶ所) 「医療的ケア児受入れガイドライン」に基づく医療的ケア児保育支援事業の実施(2ヶ所)	A	医療的ケア児保育支援事業について、計画を上回る2か所での受入体制を整備した。	認定こども園・認可保育所等によって多種多様なサービスを提供する。 (延長保育、障害児保育、一時預かり、休日保育の実施) 病児・病後児保育の実施(1ヶ所) ファミリーサポートセンター事業の実施(1ヶ所) 緊急サポートネットワーク事業の実施(1ヶ所) 「医療的ケア児受入れガイドライン」に基づく医療的ケア児保育支援事業の実施(2ヶ所)
41	男女が共に支えあう地域づくり	(1)安心して子どもを育てられる環境の整備	① 多様なニーズに対応した子育て支援の充実	子育て支援センター事業の実施	市内10か所の子育て支援センターにおいて、子育て中の親子が気軽に立ち寄れる「つどいの広場」を提供するとともに「子育てコンシェルジュ」による相談対応や「ママサポート」事業及び「ちとせ版ネウボラ」事業の実施により、子育てを支援し、家族が協力し安心して子どもを育てられる環境を整えます。	こども福祉部	児童施設課(子育て総合支援センター)	・子育て中の方やこれから子育てしていく方たちがセンターに希望することを把握するほか、父も参加しやすい事業内容を実施する。 ・様々な方法で情報を発信し、転動してきた方やセンターに来た事がない方の来館に繋げる。 ・センターに来られない方へは、傾聴や情報提供など、子育て世帯を訪問する「訪問型子育て支援(ママサポート)」を実施する。	ちとせこセンター及びびげんきこセンターの利用人数は、新型コロナウイルス感染症が流行する前の平成30年度の48,374人に対し、令和6年度は40,484人、令和7年度は41,120人となった。 ・アンケート結果を基に、利用者ニーズに応じた講座を実施したほか、男性の育児参加促進を目的として、休日開館時に父親向け講座及び家族向け講座を開催した。 ・転入手続や母子健康手帳交付時に子育て支援センターを紹介するとともに、SNSによる情報発信や転動者が多い事業所へのポスター掲示を行うなど、子育て支援センターの利用促進に向けた周知を図る。	B	少子化や母親の就労率の増加により、利用対象人口は減少傾向にあり、ちとせこセンター及びびげんきこセンターの利用者はほぼ横ばいとなった。	・子育て中の方やこれから子育てしていく方たちがセンターに希望することを把握するほか、父も参加しやすい事業内容を実施する。 ・様々な方法で情報を発信し、転動してきた方やセンターに来た事がない方の来館に繋げる。 ・センターに来られない方へは、傾聴や情報提供など、子育て世帯を訪問する「訪問型子育て支援(ママサポート)」を実施する。
42				放課後の「子どもの居場所づくり」	児童館や学童クラブにおいて、就学後の子どもの安全・安心な居場所を確保すると同時に共働き家庭やひとり親家庭などを支援することで安心して子どもを育てられる環境を整えます。	こども福祉部	児童施設課(子育て総合支援センター)	・令和3年度から、すべての学童クラブと児童館の運営を民間事業者委託していることから、児童にとってより安心安全な居場所となるよう、委託事業者と連携を図る。	・18か所の学童クラブ及び11か所の児童館にて事業を実施した。 ・学童クラブ及びランドセル来館は、登録者数が増加した。 【学童クラブ登録者数】 令和3年4月671人 令和4年4月703人 令和5年4月780人 令和6年4月755人 令和7年4月895人 【ランドセル来館登録者数】 令和3年4月436人 令和4年4月544人	B	・児童の放課後の居場所を提供し、留守家庭の保護者が安心して仕事をするができる環境づくりに寄与した。 ・委託事業者と密に情報共有を図り、より安全なこどもの居場所となるよう、職員体制や運営方法について配慮した。	・令和3年度から、すべての学童クラブと児童館の運営を民間事業者委託していることから、児童にとってより安心安全な居場所となるよう、委託事業者と連携を図る。
43			② ひとり親家庭への支援の推進	自立支援体制の充実	母子・父子世帯の安定した就業環境を提供するため、高等職業訓練促進給付金等支給事業及び自立支援教育訓練給付金事業を実施し、早期の自立に向けた支援を行います。 ひとり親家庭を対象に、母子家庭等日常生活支援事業(ホームヘルパー派遣)を実施し、一時的に生活援助が必要な場合等の生活支援を行います。	こども福祉部	こども家庭課	・母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金支給事業(自立支援教育訓練給付金支給事業、高等職業訓練促進給付金等支給事業)の実施 ・ひとり親家庭を対象に、母子家庭等日常生活支援事業(ホームヘルパー派遣)を実施	・母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金支給事業(自立支援教育訓練給付金支給事業 年1件、高等職業訓練促進給付金等支給事業 年10件)の実施 ・ひとり親家庭を対象に、母子家庭等日常生活支援事業(ホームヘルパー派遣 延べ5回)を実施	B	・母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施により、就業経験が乏しく、生計維持が困難な母子家庭の母の不安が軽減され、就労に向けての能力開発や資格取得が見込まれている。 ・母子家庭等日常生活支援事業の実施により、一時的に生活援助を必要とするひとり親家庭への支援が図られている。	・母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金支給事業(自立支援教育訓練給付金支給事業、高等職業訓練促進給付金等支給事業)の実施 ・ひとり親家庭を対象に、母子家庭等日常生活支援事業(ホームヘルパー派遣)を実施
44				相談体制の充実	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親世帯への自立促進に向けた相談業務や情報提供を実施します。	こども福祉部	こども家庭課	母子・父子自立支援員によるひとり親世帯への自立促進に向けた相談業務や情報提供を実施	母子・父子自立支援員によるひとり親世帯への自立促進に向けた相談業務(年964件)や情報提供を実施	B	母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付け、就労支援や養育、離婚及び離婚前相談など、ひとり親世帯の生活全般に関わる総合的相談、関係機関との連携により、支援が図られている。	母子・父子自立支援員によるひとり親世帯への自立促進に向けた相談業務や情報提供を実施
45	らへせる2環境年齢の者数、		① 高齢者・障がい者等の介護・自立支援の推進	老人クラブの育成	千歳市老人クラブ連合会や単位老人クラブの運営を支援し、高齢者の活躍の場を広げるとともに、生きがいづくりや地域活動への貢献を推進します。	保健福祉部	高齢者支援課	千歳市老人クラブ連合会や単位老人クラブの運営を支援し、高齢者の活躍の場を広げるとともに、生きがい・仲間づくり、健康づくり及び老人クラブ内の若い世代の組織化など地域活動への貢献を推進する。	千歳市老人クラブ連合会や単位老人クラブの運営を支援し、高齢者の活躍の場を広げるとともに、生きがい・仲間づくり、健康づくり及び老人クラブ内の若い世代の組織化など地域活動への貢献を推進した。	B	実施計画どおり補助金を交付し、地域活動への貢献を推進した。	千歳市老人クラブ連合会や単位老人クラブの運営を支援し、高齢者の活躍の場を広げるとともに、生きがい・仲間づくり、健康づくり及び老人クラブ内の若い世代の組織化など地域活動への貢献を推進する。

■第3次ちとせ男女共同参画推進プラン 令和7年度事業実績・令和8年度事業実施計画調査表

: 記載箇所

【資料1】

【評価基準】 A:計画以上に実施できたもの又は前年度に比べ数値的に伸びが見られるなど、施策の前進が認められるもの B:計画をほぼ実施し、事業を維持・継続して行ったもの又は実施状況に変化がないもの C:計画を実施できなかったもの又は事業内容の縮小・廃止などで施策に後退が認められるもの

No.	基本方針	推進課題	施策の方向	具体的施策	取組内容	担当部局	担当課	令和7年度事業実施計画(昨年度記載箇所)	令和7年度事業実績	担当課評価	評価コメント	令和8年度事業実施計画
46		障がい者が安心して暮		有償福祉サービスの実施	千歳市社会福祉協議会の自主事業として、協力会員が実施するホームヘルプサービスや、日常生活支援のためのサービス(ふとん丸洗いサービス、大掃除サービス)を提供することで、住み慣れた地域での在宅生活を支援します。	保健福祉部	高齢者支援課	社会福祉法人千歳市社会福祉協議会の自主事業として、協力会員が実施するホームヘルプサービスや、日常生活支援のためのサービス(ふとん丸洗いサービス、大掃除サービス)を提供することにより、住み慣れた地域での在宅生活を支援する。	千歳市社会福祉協議会の自主事業として、ホームヘルプサービス、ふとん丸洗いサービス、大掃除サービス及び調理教室を実施した。 ホームヘルプサービスの実績 利用者 31人 延べ利用回数 186回 延べ利用時間 166時間 ふとん丸洗いサービス 利用者 6人 延べ利用回数 7回 大掃除サービス 利用者 6人 延べ利用回数 6回 調理教室	B	前年度と比較して、ふとん丸洗いサービスの利用者がやや増加した。各事業の利用者数や延べ利用回数に増減はあるものの、事業を維持・継続して行っており、おおむね計画通り事業を実施している。	社会福祉法人千歳市社会福祉協議会の自主事業として、協力会員が実施するホームヘルプサービスや、日常生活支援のためのサービス(ふとん丸洗いサービス、大掃除サービス)を提供することにより、住み慣れた地域での在宅生活を支援する。
47	4 男女が共に支えあう地域づくり	(2) 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境の整備	① 高齢者・障がい者等の介護・自立支援の推進	地域包括ケアシステムの構築	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制を構築します。	保健福祉部	高齢者支援課	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、関係機関の連携を目的とした研修会等や地域住民への普及啓発を目的とした市民フォーラムを引き続き実施する。	千歳市介護医療連携フォーラムを8月23日(土)に開催した。参加者数は98名であった。連携を目的とした研修会等は会場とzoomのハイブリットで行い、計19回実施した。	B	計画通りに実施した。	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、関係機関の連携を目的とした研修会等や地域住民への普及啓発を目的とした市民フォーラムを引き続き実施する。
48				認知症高齢者支援の推進	認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームの設置により、認知症の早期診断・早期対応に向けた体制の充実を図るとともに、認知症サポーター養成講座等による地域住民への普及啓発を行います。	保健福祉部	高齢者支援課	認知症初期集中支援チームによる支援や、認知症地域支援推進員の活動を行い、認知症の人やその家族の支援、認知症に関する講演会等を開催する。また、認知症サポーター養成講座等により、地域住民への普及啓発を引き続き行う。	【認知症初期集中支援チームによる支援】 支援要請件数:8件(うち3件が終結、5件は支援継続) 【認知症サポーター養成講座】 実施回数:11回、 累計参加者数:316人 【認知症サポーターフォローアップ講座】 実施回数:0回、 参加者数:0人	B	計画通りに実施した。	認知症初期集中支援チームによる支援や、認知症地域支援推進員の活動を行い、認知症の人やその家族の支援、認知症に関する講演会等を開催する。また、認知症サポーター養成講座等により、地域住民への普及啓発を引き続き行う。
49				介護予防サロン事業の充実	地域の高齢者や介護予防リーダーによる自主的ないきいき百歳体操などの実施による介護予防活動の支援と新たな介護予防サロンへの参画の支援を行います。	保健福祉部	高齢者支援課	地域の高齢者と介護予防リーダーによる「いきいき百歳体操」等による自主的な介護予防活動普及のため、「介護予防サロン」の実施団体の増加を図る。	【介護予防サロン事業】 実施団体数:51団体、累計実施回数:1,690回、累計参加人数:19,680人	B	実施団体数は昨年から1団体減少したものの、実施団体に対する支援は継続的に実施した。	地域の高齢者と介護予防リーダーによる「いきいき百歳体操」等で自主的な介護予防活動の普及を図る。
50				地域支援事業(介護予防)の推進	介護予防センターに委託し、介護予防教室、ノルディックウォーキング講習会、介護予防出前講座、介護予防リーダー養成講座、介護予防サロン活動支援、ボランティア養成講座などの介護予防事業を実施します。	保健福祉部	高齢者支援課	元気な高齢者が介護の必要な状態にならないように、また、介護が必要な人でも、できるだけ心身機能等を維持・改善するために、「介護予防教室」において「いきいき百歳体操」や「かみかみ百歳体操」、「ノルディックウォーキング講習会」、「ノルディックウォーキングボール無料貸出」を実施する。また、介護予防の普及啓発のために、「出前講座」や「介護予防リーダー養成講座」、「介護予防サロン活動支援」、「介護予防ボランティア育成」を引き続き実施する。	【介護予防教室】 実施回数:119回、累計参加者数:2,454 人 【ノルディックウォーキング講習会】 累計参加者数:13人 ノルディックウォーキングボール累計貸出者数:4,157件 【介護予防出前講座】 実施回数:7回、累計参加者数:110人 【ボランティア育成事業】 介護予防リーダー養成講座 参加者数:14人 介護予防リーダーフォローアップ講座 参加者数:17人 介護予防ボランティア育成事業 登録実人数:34人 【その他事業の実施回数・参加者数】 介護予防サロン活動支援(巡回):57回 介護予防普及啓発イベント:4回、429人 高齢ドライバーサポート事業:11回、255人	B	計画通りに実施した。	元気な高齢者が介護の必要な状態にならないように、また、介護が必要な人でも、できるだけ心身機能等を維持・改善するために、「介護予防教室」において「いきいき百歳体操」や「かみかみ百歳体操」、「ノルディックウォーキング講習会」、「ノルディックウォーキングボール無料貸出」を実施する。また、介護予防の普及啓発のために、「出前講座」や「介護予防リーダー養成講座」、「介護予防サロン活動支援」、「介護予防ボランティア育成」を引き続き実施する。
51	52			障害福祉サービス等の提供体制の確保	障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域生活支援事業や障害福祉サービスの提供体制の確保を図ります。	保健福祉部	障がい者支援課	障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができるよう、意思疎通支援事業などの地域生活支援事業や居宅介護などの障害福祉サービスの提供体制の確保を図ります。	障がいのある方やその家族などのニーズに応じ、意思疎通支援事業などの地域生活支援事業や障害福祉サービスを円滑に利用できるよう、サービス提供体制の確保に努めた。 手話通訳者及び要約筆者延べ派遣人数: (R7) 578人、(R6) 599人	B	意思疎通支援事業による手話通訳者・要約筆者の派遣件数は、減少したものの、おおむねニーズに応じたサービス提供体制を確保することができた。	障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができるよう、意思疎通支援事業などの地域生活支援事業や居宅介護などの障害福祉サービスの提供体制の確保を図ります。
52				相談支援体制の充実・強化	障がい者やその家族などからの障害福祉サービスや医療などの各種相談に応じるとともに、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等と連携を図ります。	保健福祉部	障がい者支援課	障がいのある人やその家族などからの障害福祉サービスなどの各種相談に応じるとともに、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等と連携を図ります。	障がいのある人や家族からの困りごとなどの相談に総合的に応じるとともに各種障害福祉サービス等の利用に関する情報提供や助言を行った。 相談支援事業所数:(R7)2か所、(R6)2か所	A	相談支援事業所数は前年度から変更はないが、前年度と同様に相談支援機能強化事業を実施し、相談支援体制の充実・強化に努めた。	障がいのある人やその家族などからの障害福祉サービスなどの各種相談に応じるとともに、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等と連携を図ります。
53				障害支援区分認定等事業	障害福祉サービスの支給希望者に対し、サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、支援の度合を明らかにするための「障害支援区分」を認定し、認定結果等をもとに支給希望者のそれぞれの障がいの特性や心身の状態に応じたサービスの支給決定を行います。	保健福祉部	障がい者支援課	障害福祉サービスの支給希望者に対し、サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、支援の度合を明らかにするための「障害支援区分」を認定し、認定結果等をもとに支給希望者のそれぞれの障がいの特性や心身の状態に応じたサービスの支給決定を行う。	障害福祉サービスの支給希望者に対し、サービスの利用の相談に応じるとともに、障害支援区分の認定を行った。また、障がい者本人や家族の希望を確認し、障がい特性や心身の状態に応じたサービスの支給決定を行った。 サービス利用者:(R7) 1,119 人、(R6)1,058人 認定調査数:(R7) 435 件、(R6)416件 認定審査会審査件数:(R7)369件、(R6)326件	A	新規の障害福祉サービス支給希望者が増加し、全体的なサービス利用者数、認定調査数が増加している。障がい者のニーズ、特性や心身の状態に応じた支給決定を行うことができた。	障害福祉サービスの支給希望者に対し、サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、支援の度合を明らかにするための「障害支援区分」を認定し、認定結果等をもとに支給希望者のそれぞれの障がいの特性や心身の状態に応じたサービスの支給決定を行う。

■第3次ちとせ男女共同参画推進プラン 令和7年度事業実績・令和8年度事業実施計画調査表

: 記載箇所

【資料1】

【評価基準】 A:計画以上に実施できたもの又は前年度に比べ数値的に伸びが見られるなど、施策の前進が認められるもの B:計画をほぼ実施し、事業を維持・継続して行ったもの又は実施状況に変化がないもの C:計画を実施できなかったもの又は事業内容の縮小・廃止などで施策に後退が認められるもの

No.	基本方針	推進課題	施策の方向	具体的施策	取組内容	担当部局	担当課	令和7年度事業実施計画(昨年度記載箇所)	令和7年度事業実績	担当課評価	評価コメント	令和8年度事業実施計画
54				障がい者の就労支援と雇用機会の拡大	障がい者就労推進員による関係機関との連携調整や企業等における障がい者雇用の実態把握を行うとともに、雇用促進の啓発活動を行い、障がい者の就職や職場定着に向けた支援などを実施します。	保健福祉部	障がい者支援課	障がい者就労推進員による関係機関との連携調整を図り、企業等における障がい者雇用の実態把握・雇用促進の啓発活動を行い、障がい者の就職や職場定着に向けた支援を行います。	障がい者雇用の実態把握や企業開拓・訪問による啓発活動を行い、障がい者の就労促進や職場定着に向けた取組を推進しました。 一般就労実績:(R7)16人、(R6)19人	B	新規一般就労者は、前年度と比較して減少したものの、障がい者雇用の実態把握や企業開拓・訪問による啓発活動の取組は順調であり、障がい者の就労促進や職場定着に向けた取組の促進を図っている。	障がい者就労推進員による関係機関との連携調整を図り、企業等における障がい者雇用の実態把握・雇用促進の啓発活動を行い、障がい者の就職や職場定着に向けた支援を行います。
55	4 男女が共に支えあう地域づくり	る（2環境）の高齢者・障がい者が安心して暮らせる	② 福祉ボランティアが育つ環境の整備	ボランティアの育成及び支援	社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの運営費を助成することで、ボランティアの育成及び支援を図ります。 市民がボランティアを始めるきっかけづくりとして、活動を行うことでポイントを貯め、貯めたポイントは換金のほか、寄付ができる「千歳市きずなポイント事業」を実施し、ボランティアの活性化を図ります。	保健福祉部	福祉課	・社会福祉協議会への運営費補助金として、ボランティアセンター運営事業費を助成(3,753千円) ・「千歳市きずなポイント事業」の実施	・社会福祉協議会に対する運営費補助金のうち、3,753千円をボランティアセンター運営事業費として助成し、ボランティアの育成及び支援を図った。 ・ボランティアの活動実績によってポイント(換金・寄附可能)が付与される「千歳市きずなポイント」を実施し、市民がボランティアを始めるきっかけづくりとした。	B	ボランティアセンターへの運営費の助成及び「千歳市きずなポイント事業」の継続により、ボランティアの育成及び支援を図っている。	・社会福祉協議会への運営費補助金として、ボランティアセンター運営事業費を助成(4,089千円) ・「千歳市きずなポイント事業」の実施
56				意思疎通支援体制の充実	手話通訳や要約筆記に関する講習会を実施し、障がい者の日常生活や社会生活を支援するボランティアの養成を行います。	保健福祉部	障がい者支援課	千歳市社会福祉協議会と連携し、手話通訳、要約筆記、点訳・音訳に従事する講習会を開催し、視覚や聴覚に障がいのある人の日常生活及び社会生活を支援するための人材の養成を行います。	手話通訳や要約筆記の養成講座及び点訳・音訳ボランティアの養成講習会を行い、障がいのある人の日常生活や社会生活を支援する人材を育成するための取組を実施した。 手話講座(初級・中級・上級)及び要約筆記入門講座受講人数:(R7)69名、(R6)58名	A	千歳市手話講座(初級・中級・上級課程)や要約筆記入門講座の受講人数は、前年度の実績を上回り、意思疎通支援体制の充実を図るための人材育成は、順調に進捗している。	千歳市社会福祉協議会と連携し、手話通訳、要約筆記、点訳・音訳に従事する講習会を開催し、視覚や聴覚に障がいのある人の日常生活及び社会生活を支援するための人材の養成を行います。
57			(3)地域における男女共同参画の推進	① 地域活動における男女共同参画の推進	男女共同参画環境づくりセミナーの開催	市民環境部	市民生活課	町内会連合会単独でセミナーまたは研修会を開催予定であることから、市と町内会連合会共催のセミナーの開催予定はないが、6月月間セミナー、11月再チャレンジセミナーの案内チラシを町内会連合会のHPIに掲載していただき、HPを参照した市民等に参加を促し、地域における男女共同参画の意識啓発となるよう、はたらきかけを行っていく。地域の企業・団体等(商工会議所経由で市内200企業に配信依頼、消費者協会など市関係団体、市内小中学校保護者、保育施設保護者など)にポスター、チラシを配布する。	6月月間セミナー、11月再チャレンジセミナーの案内チラシを①町内会連合会のHPIに掲載依頼②商工会議所経由で、地域の企業・団体等市内200件に配信依頼、③消費者協会など市関係団体、④市内保育施設を利用する児童の保護者などにポスター、チラシを配布。 ポスター・チラシ配付数: 6月月間セミナー 約3861部、11月再チャレンジセミナー 約3735部	B	市と町内会連合会共催のセミナー開催はしていないが、市主催の男女共同参画関連セミナーのチラシを、町内会連合会HPへ掲載依頼した。地域の企業・団体等にポスター、チラシの配布を行うことで周知先が増え、多様な世代、幅広い属性の市民に参加していたことから、地域における男女共同参画の意識啓発につながった。	町内会連合会単独でセミナーまたは研修会を開催予定であることから、市と町内会連合会共催のセミナーの開催予定はないが、6月月間セミナー、11月再チャレンジセミナーの案内チラシを町内会連合会のHPIに掲載していただき、HPを参照した市民等に参加を促し、地域における男女共同参画の意識啓発となるよう、はたらきかけを行っていく。地域の企業・団体等(商工会議所経由で市内200企業に配信依頼、消費者協会など市関係団体、市内小中学校保護者、保育施設保護者など)にポスター、チラシを配布する。
58				女性団体の活動支援	千歳市女性団体協議会の運営に対し補助金を交付することにより、女性の社会的地位の向上や豊かな社会づくりを担う女性団体の活動を支援します。	教育部	生涯学習課	廃止	廃止	C	千歳市女性団体協議会が令和6年3月31日付で解散となり、補助金交付事業は廃止している。	廃止
59				① 地域防災における男女共同参画の推進 ★重点施策	防災訓練、市民防災講座等の防災イベントの実施	総務部	危機管理課	防災訓練について、各種体験コーナーや学びのブースを用意することで、老若男女問わず幅広い市民の防災・危機管理意識の向上を促進する。また、市民防災講座等で女性目線の防災・減災を紹介するなどし、さらなる女性の参画を促進する。	防災訓練については、防災クイズや各種体験コーナー、学びのブースを設置することで、子どもから高齢者まで幅広い市民が防災について学ぶ機会を提供し、防災・危機管理意識の向上を図ることができた。 また、市民講座・出前講座については、前年同様多数の開催により防災知識の普及啓発を推進したものの、女性参加者の割合増加には至らなかった。(R6:52.9%→R7:38.1%)	B	防災訓練では、新たな取り組みにより、幅広い世代の市民に防災を学ぶ機会を提供し、防災・危機管理意識の向上に寄与した。また、市民防災講座等についても、防災への関心の高まりを背景に着実な普及啓発を図ることができた。一方、女性参加者の割合増加には課題が残っており、今後は参加者層の拡大に向けた取組を進める必要がある。	防災訓練について、各種体験コーナーや学びのブースを用意することで、老若男女問わず幅広い市民の防災・危機管理意識の向上を促進する。また、市民防災講座等で女性目線の防災・減災を紹介するなどし、さらなる女性の参画を促進する。
60			(4)男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	防火・防災思想の普及活動、応急手当の普及啓発の実施(消防団)	消防団による、一人暮らしの高齢者宅訪問、街頭広報活動等を実施し防火・防災を呼びかけます。また、女性消防団員が率先して、市民や事業所職員等に救急講習を実施し、応急手当の重要性を普及させ、災害時の応急救護に役立てます。	消防本部	総務課	・令和6年度に引き続き、災害弱者を含め市民や事業所などに火災予防広報をとおして防火、防災を呼び掛けていく。 ・令和6年度に引き続き、応急手当指導員・普及員が市民や事業者などに対して応急手当普及啓発を行っていく。 ・令和7年10月に女性消防操法大会の本大会が開催され、また、7月には北海道消防操法大会での展示が開催される。多くの市民に対し、女性消防団活動をPRすることで市民の安心と信頼を得ることにより、地域防災力の向上に寄与することができる。	・大型店舗での街頭広報活動で、火災予防広報を行った。 ・応急手当普及啓発で、応急手当指導員・普及員が、市民・学校教員・病院職員等に対し応急手当の普及啓発を行った。 ・女性消防操法大会に向けた訓練を実施し、市民に対し、訓練内容を展示した。	A	消防団員による火災予防広報活動及び、応急手当の普及啓発活動は、コロナ渦に比べ増加している。また、女性消防操法大会出場に向けた訓練を行い、市長査閲訓練内で展示、参加していた市民に対し、女性消防団員の活動をPRすることが出来た。	・令和7年度に引き続き、災害弱者を含め市民や事業所などに火災予防広報をとおして防火、防災を呼び掛けていく。 ・令和7年度に引き続き、応急手当指導員・普及員が市民や事業者などに対して応急手当普及啓発を行っていく。 ・令和8年9月に第31回全国女性消防団員活性化北海道大会が開催される。多くの市民に対し、女性消防団活動をPRすることで市民の安心と信頼を得ることにより、地域防災力の向上に寄与することができる。
61				防火委員が参画する火災予防啓発事業の実施	女性を含む防火委員による市民火災予防運動及び千歳市防火委員研修会、救急講習への参画から得た知識を地域住民へ伝え、市民全体の防火意識及び応急手当の啓発を図ります。	消防本部	予防課	・春の市民火災予防運動街頭広報をはじめ、防火委員からの配布物を通した市民への火災予防啓発を実施する。 ・防火研修会を実施し、千歳市防火委員の防火知識の向上を図る。	・4月20日 春の市民火災予防運動街頭広報を実施(33名出席) ・10月18日 ちとせ消費者祭り2025にて来場者に対し、住宅火災警報器の設置及び維持管理について広報を実施(31名出席) ・10月25日 千歳市防火委員研修会(市内の火災増加による状況報告及び防火対策)を実施(27名出席)	B	計画した事業に例年同様の参加者があり、防火委員の防火意識向上と地域の火災予防の啓発が図られた。	・春の市民火災予防運動街頭広報をはじめ、防火委員からの配布物を通した市民への火災予防啓発を実施する。 ・ちとせ消費者祭り等において、住宅用火災警報器設置及び維持管理の広報を実施する。 ・防火研修会を実施し、千歳市防火委員の防火知識の向上及び再認識を図る。

■第3次ちとせ男女共同参画推進プラン 令和7年度事業実績・令和8年度事業実施計画調査表

: 記載箇所

【資料1】

【評価基準】 A: 計画以上に実施できたもの又は前年度に比べ数値的に伸びが見られるなど、施策の前進が認められるもの B: 計画をほぼ実施し、事業を維持・継続して行ったもの又は実施状況に変化がないもの C: 計画を実施できなかったもの又は事業内容の縮小・廃止などで施策に後退が認められるもの

No.	基本方針	推進課題	施策の方向	具体的施策	取組内容	担当部局	担当課	令和7年度事業実施計画（昨年度記載箇所）	令和7年度事業実績	担当課評価	評価コメント	令和8年度事業実施計画
62	5 プランの推進体制の充実		① 推進体制の充実	プランの進行管理	プランの着実な進行を目指し、毎年度、プランの事業実績の把握と評価を行い、評価の際には、事業の実施状況を基に、事業内容の点検や見直しを行い、さらなる施策の推進を図ります。	市民環境部	市民生活課	プランの事業実績及び事業実施計画調査を実施し、事業実績の把握と評価を行い、プランの進行管理を行う。	プランの事業実績及び事業実施計画調査を実施し、事業実績の把握と評価を行い、プランの進行管理を行った。	B	計画どおり実施し、プランの進行管理を行うことができた。	プランの事業実績及び事業実施計画調査を実施し、事業実績の把握と評価を行い、プランの進行管理を行う。
63				庁内推進体制の充実	男女共同参画施策について総合的かつ計画的な推進を図るため、次長職で構成する千歳市男女行政推進委員会を中心として、関係各課との連絡調整や情報の共有化に努め、横断的な検討や調整を行います。	市民環境部	市民生活課	男女行政推進委員会を開催し、庁内の情報共有に努めるとともに、横断的な調整を行う。	男女行政推進委員会を開催し、プランにおける計画事業の実施状況等について報告し、庁内の情報共有に努めるとともに、横断的な調整を行った。 （書面会議: 意見聴取 7.17～7.24、結果報告 R7.7.29）	B	計画どおり実施し、庁内の横断的な調整を行うことができた。	男女行政推進委員会を開催し、庁内の情報共有に努めるとともに、横断的な調整を行う。
64				ちとせ男女平等推進会議の開催	関係者や公募による市民で構成するちとせ男女平等推進会議を開催し、プランの推進に関し必要な事項について協議を行い、本会議からの意見を受け、施策の効果的な推進を図ります。	市民環境部	市民生活課	男女平等推進会議を開催し、取組実績や実施計画について説明し、意見を伺う。	男女平等推進会議を開催し、プランにおける計画事業の実施状況等について報告し、意見を伺った。 ・第1回 R7.8.21開催 プランの事業実績及び実施計画。パートナーシップ宣誓制度について意見聴取 ・第2回（書面開催） R7.10.9～10.23 標語コンクール入賞作品の選考 ・委員からの意見聴取（書面） R7.12.1～12.10 市民アンケート案について	B	計画どおり実施し、意見を伺うことができた。	男女平等推進会議を開催し、現在の第3次男女共同参画推進プランの取組実績や実施計画について説明し、意見を伺う。 令和9年度からの新プラン策定に係る協議及び検討を行う。
65			② 市民・市民団体・関係機関との連携	関係機関等との連携	ちとせ男女平等推進会議委員、ちとせ男女共同参画推進ねっと登録団体、ちとせ男女共同参画推進スタッフ等、市民や市民団体、関係機関と連携・協力し、地域全体で取組を推進していきます。	市民環境部	市民生活課	男女平等推進会議委員、男女共同参画推進ねっと登録団体、男女共同参画推進スタッフ等と連携しプランを推進。 ①男女平等推進会議委員と協力 プランの進捗状況報告・意見聴取、 標語コンクール入賞作品の選考 ②男女共同参画推進ねっと登録団体と協力 ちとせ男女共同参画月間セミナー ③男女共同参画推進スタッフと協力 再チャレンジ支援セミナー	①男女平等推進会議（第1回会議開催R7.8.21、第2回会議（書面開催）R7.10.9） プランの事業実績及び実施計画。、男女共同参画社会づくり標語コンクール入賞作品の選考、 パートナーシップ宣誓制度について意見聴取、市民アンケート案について意見聴取） ②男女共同参画推進ねっと登録団体と協力 ねっと会議開催 R7.6.11（書面）、。 R6年度市の取組について、月間事業の周知、セミナーへの参加・協力依頼 ③男女共同参画推進スタッフと協力（会議4回） 再チャレンジ支援セミナーの企画・運営	B	計画どおり実施、取り組むことができた。	男女平等推進会議委員、男女共同参画推進ねっと登録団体、男女共同参画推進スタッフ等と連携しプランを推進。 ①男女平等推進会議委員と協力 プランの進捗状況報告・意見聴取、 標語コンクール入賞作品の選考 ②男女共同参画推進ねっと登録団体と協力 ちとせ男女共同参画月間セミナー ③男女共同参画推進スタッフと協力 再チャレンジ支援セミナー